

第10回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成30年1月24日（水）午後2時
場所：板倉町中央公民館大ホール

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称	第10回 館林市・板倉町合併協議会	
開催日時	平成30年1月24日（水） 午後2時開会・午後4時45分閉会	
開催場所	板倉町中央公民館大ホール	
議長氏名	須藤和臣	
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり	
事務局氏名	「出席者名簿」のとおり	
会議事項	議題	会議結果
	「会議事項」のとおり	「会議事項」のとおり
会議経過	「会議経過」のとおり	
会議資料	第10回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料	
会議録の確定	確定年月日	署名
	平成30年2月23日（金）	指名委員氏名 遠藤 稔吉
	平成30年2月27日（火）	指名委員氏名 今村好希

出席者名簿

【敬称略】

規約	氏名	
会長	須 藤 和 臣	
副会長	栗 原 実	
1号委員	小 山 定 男	中 里 重 義
2号委員	河 野 哲 雄	遠 藤 重 吉
	青 木 秀 夫	今 村 好 市
3号委員	野 村 晴 三	向 井 誠
	井野口 勝 則	荒 井 英 世
	小森谷 幸 雄	小森谷 幸 雄 (重複)
5号委員	山 崎 紀 夫	福 田 榮 次
	増 田 文 和	須 藤 稔
	小 林 博	
7号委員	青 木 秀 夫 (重複)	
幹 事	栗 原 誠	小 嶋 栄
専門部会	打 木 雅 人	金 子 和 夫
	中 村 豊	笠 原 正 幸
	大 塚 憲 一	相 川 英 雄
	栗 原 幸 枝	青 木 伸 行
	石 井 洋 史	戸 叶 俊 文
	始 澤 勝 也	峯 崎 浩
	根 岸 光 男	小野田 博 基
事務局長	田 沼 孝 一	
事務局次長	林 成 明	丸 山 英 幸
事務局係長	木 村 和 好	舘 野 雅 英
事務局係員	石 井 博	鈴 木 誠
	田部井 啓 介	

欠席者 4号委員 吉 間 常 明、鈴 木 優

5号委員 河 本 榮 一、江 森 富 夫

会議事項

1 開会

2 開会あいさつ

3 審議事項

議案第31号 【合併協定項目3】新市の名称について

⇒原案のとおり可決

議案第32号 【合併協定項目4】新市の事務所の位置について

⇒原案のとおり可決

議案第33号 【合併協定項目23-2】電算システム事業について

⇒原案のとおり可決

議案第34号 【合併協定項目23-3】広聴広報関係事業について

⇒継続審議とする

議案第35号 【合併協定項目23-25】文化・スポーツ振興事業について

⇒原案のとおり可決

議案第36号 【合併協定項目23-27】生涯学習事業について

⇒原案のとおり可決

議案第37号 【合併協定項目23-28】男女共同参画事業について

⇒原案のとおり可決

4 協議事項

協議第6号 【合併協定項目7】地方税の取扱いについて（継続協議）

⇒次回以降の審議事項とする

協議第8号 【合併協定項目11】特別職の身分の取扱いについて（継続協議）

⇒次回以降の審議事項とする

協議第31号 【合併協定項目23-5】納税関係事業について（再協議）

⇒次回以降の審議事項とする

協議第35号 【合併協定項目5】財産及び債務の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

協議第36号 【合併協定項目12】条例、規則等の取扱いについて

⇒次回以降の審議事項とする

5 その他

6 閉会あいさつ

7 閉会

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
田沼事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、ご報告を申し上げます。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められております。本日は、河本委員と江森委員がご都合により欠席されております。また、市、町の教育長であります吉間委員、鈴木委員におかれましては、群馬県の教育長会議と日程が重なってしまったことから欠席されておりますが、委員20名中、16名が出席しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた次第、会議資料のほか、座席表、出席者名簿、また封筒に入れました次回開催通知をお配りさせていただいております。ご確認をいただき、不足などがございましたら、お申しつけください。</p>
田沼事務局長	<p>それでは、次第に基づき、開会挨拶をいただきます。</p> <p>須藤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
須藤会長	<p>本日は、大変ご多忙のところ、皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。平成30年の初めての合併協議会となりますが、委員の皆様には、本年につきましても変わらぬご理解とご協力を心からお願いを申し上げる次第でございます。</p> <p>さて、館林市と板倉町の合併協議もいよいよ重要と言える審議に入ってきました。本日の会議では、合併協定項目の中でも基本となります「新市の名称」や「新市の事務所の位置」につきまして採決を行わせていただく予定でございます。また、市と町では違いがございます地方税の取扱い</p>

	<p>などにつきまして、委員各位のご意見をお伺いしたいと考えております。</p> <p>住民の皆様にとりまして、最大の関心事であります住民サービスの調整につきましては、現在市と町で幹事会におきましては、考え方の相違があるものもございます。高度また多様な住民サービスが求められる昨今ではございますが、一方で今後厳しくなる財政のもと、施策はこれまで以上に精査され、取捨選択して取り組まなければ財政バランスが崩れてしまう危機にさらされていることも現状の事実であるかと存じます。</p> <p>今後の協議におきましては、委員の皆様の見識あるご判断に基づきまして、さらなる活発な議論が交わされますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
田沼事務局長	<p>続きまして、会議に当たっての留意事項を申し上げます。</p> <p>会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきましては、委員皆様のご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議に先立ち、会議録署名人の選出を行いたいと思います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっております。本日の会議につきましては、館林市の遠藤委員と板倉町の今村委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。異議なしを受けまして、お二人に会議録署名人</p>

丸山事務局次長	<p>をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>初めに、議案第31号 合併協定項目3 「新市の名称について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局次長の丸山でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第31号につきましてご説明をいたします。資料は1ページをお願いいたします。</p> <p>前回の協議会におきましてご説明をし、意見交換をさせていただいております。委員からいただきましたご意見を踏まえ、新市の名称についての調整方針をお示ししまして、採決をお願いしたいと考えております。</p> <p>表の中に記載のとおり、合併協定項目3 「新市の名称について」の調整方針は、「新市の名称は、「館林市」とする。」といたしました。</p> <p>以上で議案第31号 「新市の名称について」の説明を終了させていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第31号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>小森谷委員。</p>
小森谷委員	<p>小森谷と申します。新市の名称でございますが、先般の協議会の中で、新設ではなくて編入合併ということが決められておりますので、それを変更する余地は全く私はないというふうに思っていますし、そこで決議された内容からすれば、これはもう動かしようのない事実だというふうに思いますので、質疑応答は省略をさせていただいて決議に移っていただきたい、そのように思います。</p>

議 長	<p>ほかにご意見ございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、質疑を打ち切りたいと思います。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>議案第31号 合併協定項目3 「新市の名称について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第32号 合併協定項目4 「新市の事務所の位置について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
丸山事務局次長	<p>それでは、議案第32号につきましてご説明いたします。資料につきましては、3ページになります。</p> <p>こちらも前回の協議会におきまして、委員からご意見をいただきまして、新市の事務所の位置についての調整方針をお示ししまして、採決をお願いしたいと考えております。</p> <p>表の中に記載のとおり、合併協定項目4 「新市の事務所の位置について」の調整方針は、「新市の事務所の位置は、館林市城町1番1号とする。なお、現在の館林市及び現在建築中の板倉町の庁舎の取扱いについては、合併協定項目13 「事務組織及び機構の取扱い」において改めて協議する。」といたしました。</p> <p>以上で議案第32号 「新市の事務所の位置について」の説明を終了させていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第32号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>小森谷委員。</p>
小森谷委員	<p>板倉町の小森谷でございます。</p> <p>先ほどの新市名と同様に、編入合併ということが決まっております。そういった中で、法人格が残るのは館林市ということになりますので、これはそのまま基本的には調整方針どおりということで、板倉町で現在庁舎をつくっておりますが、それは後の合併協定項目13で審議をするという形になっておりますので、現状でよろしいかと思えます。</p>
議 長	<p>ほかにごございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは、質疑を打ち切りまして、採決を行います。</p> <p>議案第32号 合併協定項目4 「新市の事務所の位置について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第33号 合併協定項目23—2 「電算システム事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
木村事務局係長	<p>事務局調整2係長の木村と申します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>資料の5ページをお願いいたします。 議案第33号 合併協定項目23—2 「電算システム事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になります。「電算システム事業については、合併時</p>

に統合する。」としております。

次の6ページをお願いいたします。現況でございますが、まず1の住民情報等基幹システムになっております。こちらは住民情報等を総合的に一体化した共通基盤ソフトになっておりまして、システム開発業者も同一となっております。両市町ともにほぼ同じシステムを導入しております。

調整の結果でございますが、表の右側の具体的な調整内容になりますが、「住民情報等基幹システムについては、両市町共通基盤ソフトとして開発されているため、館林市の例により合併時に統合する。また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合するものとする。なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。」といたしました。

続きまして、資料8ページをお願いいたします。2の住民情報等基幹システム以外の重要システムになります。こちらは、先ほどの共通基盤ソフト以外で住民情報等を取り扱う重要システムとして分類をしております。ごらんのように導入システムにつきましては、ばらつきがございます。また、業務でシステムを導入していても、システム開発業者が共通か個別なのかにより違いがあります。

調整の結果でございますが、具体的な調整内容として、「住民情報等基幹システム以外の重要システムについては、①共通システムは、館林市の例により合併時に統合し、②個別導入システムは、合併時までに調整、統合する。また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合するものとする。なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。」といたしました。

続きまして、9ページの3の住民情報等基幹システム以外の主なシステムになります。こちらは、上記1、2以外の主なシステムとなっております。現況はごらんのとおりでございます。

表の右側、具体的な調整内容になりますが、「住民情報等基幹システム以外の主なシステムについては、個別導入システムは、合併時までに調整し、統合する。また、一方の市町のみ導入されたシステムについては、住

<p>議 長</p>	<p>民サービスの向上と職務能率を向上させるため、システムを統合するものとする。なお、住民データ等を統合する際には十分な確認作業を行うものとする。」といたしました。</p> <p>以上で議案第33号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第33号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願ひをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第33号 合併協定項目23—2 「電算システム事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員。</p> <p>よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第34号 合併協定項目23—3 「広聴広報関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、資料の11ページをお願いします。議案第34号 合併協定項目23—3 「広聴広報関係事業について」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になりますが、関係項目は2つございまして、「1、広報事業については、合併時に統合する。」、「2、広聴事業については、合併時に統合する。」としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明をいたしますので、次の12ページをお願いいたします。</p> <p>関係項目は、1の広報事業になります。現況にございますように、(2)</p>

の広報紙の発行回数が市では22回、町では12回と異なっております。そのほかにつきましては、ごらんとおりでございます。

調整の結果でございますが、表の右側、具体的な調整内容として、「広報紙については、館林市の例により合併時に統合する。具体的には、きめ細かな情報発信を行うため、発行回数は館林市の例により増やす。ただし、発行回数増加に伴う配布については、行政区の理解を得ながら行う。」といたしました。

続きまして、13ページ、2の公式ホームページになります。現況でございますが、両市町ともにインターネットホームページを利用した行政情報の発信を行っております。(2)の更新方法が異なっておりまして、市が一括して作成公開等を行うのに対しまして、町では各課が作成し、一括公開等をするというものでございます。

表の右側の具体的な調整内容になりますが、「公式ホームページについては、更新方法が異なるため、板倉町の例により合併時に統合し、新市ホームページとして公開する。」といたしました。

関係項目1の説明は以上でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。関係項目は、2の広聴事業になります。こちら現況でございますが、まず1の陳情要望につきましては、住民等からの陳情や請願等、または懇談等を受け、今後の行政運営に資するものでございまして、要望の対応方法が異なっております。

調整の結果でございますが、右側の具体的な調整内容ですが、「陳情要望については、要望の対応方法等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としました。

続きまして、2のパブリックコメントでございます。こちらは、政策等の策定過程において、住民等から意見や提案をいただき、政策等へ考慮していくものでございます。こちらごらんのように、(2)の取りまとめ方法が異なっております。

調整の結果ですが、具体的な調整内容は、「パブリックコメントについては、取りまとめ方法等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

<p>議 長</p>	<p>続きまして、15ページの3の住民の声（意見、要望、苦情等）への対応でございます。こちらにつきましては、住民からの意見要望、苦情等を受け、今後の行政運営に資するものでございます。こちらは、ごらんのように、市では、市民の声管理システムというものを導入して、情報の一元化を図っております。</p> <p>調整の結果でございますが、表の右側でございます、「住民の声（意見、要望、苦情等）への対応については、システムの有無等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>関係項目2の説明は以上でございます。</p> <p>以上で議案第34号の説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第34号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>山崎委員。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>館林市区長協議会から出席させていただいております山崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>前回の協議事項の中でも発言させていただいたのですけれども、発行回数につきまして、その後、各区長さんあるいは区の役員さん方から要望がありまして、やはり今少子高齢化によりまして、区の役員の受け手が非常に少なく、区長さん方は困難を来しているのですけれども、やはりそういう中で、この広報紙を毎月2回という、年で22回なののですけれども、この配布というのは非常に困難な状況になっておりますので、合併時に区長さん方の意見を聞くというふうに具体的な調整内容にはあるのですけれども、その辺のところを強くお願いいたしまして、これは意見というよりお願いなののですけれども、そういうことで合併時にはお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>山崎委員さんからご意見を頂戴いたしました。事務局のほうでご見解ございますか。</p> <p>館林市秘書課長。</p>
中村課長	<p>館林市の秘書課長、中村と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>ご意見ありがとうございます。確かになかなか少子高齢化、特に高齢化が進みますと、配布について大変難しくなるという状況も理解できますので、本当に貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>それで、2つの自治体が今回合併するということですので、やはりお互いをもう少し知らなくてはならないという大事業でありますので、合併を機会にというのではなくて、合併の中では、やはり回数は2回にさせていただいて、そこで両方の自治体が理解し合えるような情報発信を行い、合併を機会にではなく、またそれ以降、体制については検討させていただければと思います。やはり2つの自治体が1つになるわけですので、気持ちが一つになるように情報発信を強化していきたいということもございますので、今回については、合併のときには2回ということをお願いしたいと思っております。</p>
山崎委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ほかにごございますでしょうか。</p> <p>小森谷委員。</p>
小森谷委員	<p>板倉町の小森谷と申します。</p> <p>全般に言えることで、大變的が絞っていない質問になるかと思いますが、事務事業を調整する中で、専門部会とか幹事会とかいろいろあるのでしょうかけれども、その中で調整内容ということで、基本的には館林市の例に倣っているとか、あるいは板倉町のほうに倣ってというふうな結論があるわけですがけれども、ここに至る過程で、館林市でやられている内容、板倉町でやられている内容がいろいろあるかと思いますが。館林市の場合</p>

	<p>は、充実しているといえは充実しているということで、そちらが重要化されるということで、板倉町は廃止するというような考え方もあるかと思うのですが、場合によると、中身的によくわからない部分で、これは板倉町の例に倣うというふうな例があるのですが、ここに調整過程の結論として得られるものに、例えば専門部会でいろいろ議題を持ち寄って、多分議論をされると思うのですが、その辺の決める経緯、プロセスはどのような形でやられて、合併協に提案されてくるのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思うのですが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局のほうでお願いいたします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、事務局からお答えいたします。</p> <p>この調整過程になりましては、おととしの秋口、9月あたりから市町の各担当課でまず協議を行っております。その協議の内容は、まず現状がどういいう事務事業が挙げられているかというのを各担当間で突き合わせをいたしました。そこで、突き合わせた結果、住民サービス、それと事務の合理化等を勘案いたしまして、また合併協定項目の基本原則に照らし合わせまして、そちらの調整方針の原案をまず作成いたします。その作成原案をいただいてから、専門部会で同じ部会の方々に検討をしていただきます。その検討結果を経まして、今度は幹事会に上程いたしまして、幹事会で協議会での提案事項として認められた段階で、このような議案として上がってきているというのが現状でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>小森谷委員。</p>
<p>小森谷委員</p>	<p>その中で、基本的に満場一致という形になるかどうか私わかりませんが、お互いの市町の言い分があろうかと思うのです。ここでは再編、統合するとか、いろいろ文言が決まってくるわけですが、そこで水面下の部分で、町と市にとってもマイナスな部分はなるべく削除していき</p>

<p>議 長</p>	<p>たいという考えが当然出てくると思うのですが、後々もまた議論になるかと思うのですけれども、基本的に町と市の考え方で相違があったものを基本的にここにのせてこないといけないというふうな部分があるかと思うのですが、その辺のやりとりというのか、再編あるいは統合するというふうな文言があるのですが、水面下で議論されたことがそういう再編、統合する時期に改めてプラスアルファとして新しいものをつくるという中で議論の余地はあるのでしょうか。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局。</p> <p>こちらの協議会にお示ししている議案は、ごく一部で、いわゆるAランクと言われる最重要事業、住民の方々に直接大きく関係するものがほとんどでございます。それ以外のものにつきましては、今事務方で検討作業を行っている段階でございます、その中でもやはりなかなか意見が合わないようなところもありますけれども、そういったものにつきましては、今後協議を重ねてまいりまして、現時点では再編という表現になってしまうかもしれませんが、今後そちらを、どちらもいいほうに向けてというのが考え方としてはあるのですが、そういう場合でないときもございまして、なるべく近づけて協議を重ねているというのが現段階の状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>小森谷委員</p>	<p>小森谷委員。</p> <p>結果をいろいろお尋ねされたときに申し述べるのは簡単なのですけれども、どうしてそうなったのですかと我々が問われたときに、その経緯を説明できないとまずいと思いますので、そういった点に細心の注意を払っていただいて、我々も理解すると同時に、例えば町民の皆様の説明するときに、マイナスの部分、プラスの部分も当然出てくるわけですが、その経緯をきちんと説明をしていただくということも時には大事なかと</p>

<p>議長</p>	<p>思いますので、日々の議論の中でも、そういったところを十分注意して、今後進めていただきたいというふうに思います。これはお願いでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局のほうよろしいですか。要望ということで、ありがとうございます。</p> <p>そのほかございますか。</p> <p>野村委員。</p>
<p>野村委員</p>	<p>館林市議会の野村ですけれども、小森谷委員の発言にちょっと関連をするところがあるのですけれども、館林市、板倉町のそれぞれの項目の中で、両方がやっているものについては、例えば今回のこの例を出しますと、公式ホームページで更新の方法が異なってくるのですけれども、この更新の方法については、結果としては板倉町の例によって更新をしますよと。このところの結果はわかるのですけれども、館林市もやっていて板倉町もやっていて、結果が板倉町になる場合には、こういう理由で板倉町の更新の方法に採用しますと。</p> <p>次の、今度は住民の声の関係ですけれども、館林市のほうには市民の声管理システムを導入していて、それで館林市の例になると。ところが、この館林市の市民の声管理システムということが説明されていないのですね。このシステムというのはこういう機能を持っていますと。それなので、館林市の例に倣いますというふうなことの説明があってしかるべきなのかなと思います。</p> <p>これは、例えばどちらのほうの例に倣うという場合には、全てにおいて住民サービスが向上するからこちらの例になるわけだと思っておりますけれども、この理由を述べてほしいなと思います。あるいは似たようなものがあつた場合には、効率がより図られるだとか、そういう理由があると、今後我々が意思表示をするときにもしやすいかなと思うのですけれども、今回の2点をちょっとお願いしたいと思います。</p>

議 長	<p>同様のご意見だと思いますから、より説明責任を詳細に果たすようにというところを心がけていただけますか。</p>
野村委員	<p>今回の2点、さっきの2点だけちょっと説明をお願いします。</p>
議 長	<p>そうですね。では、ホームページと、先ほどの市民の声管理システムについて、この2つはなぜそうなったのかということについて、もう少し詳しく専門部会でもよろしいかと思しますので、説明していただけますでしょうか。</p> <p>中村秘書課長。</p>
中村課長	<p>ホームページにつきましては、ちょっと専門的な話、サーバーの話になってしまうので、かいつまんで簡単に申し上げますと、ホームページを管理しているサーバーなのですが、館林市は独自のサーバーを設けておりまして、板倉町はサーバーを外部に管理を委託しています。ホームページをつくるときに大手の企業でそのシステムを構築していて、そのシステムが非常にすぐれたシステム、多分かなりの費用をかけているのだと思いますけれども、素晴らしいシステムを構築しておりまして、館林市のウェブ関係のほうは自前といいますか、フリーソフトなどを使いながらつくったシステムなものですから、大手企業のシステムのほうが今後、遠い将来を考えた場合に、恐らくそちらのほうが有効かなと思ったものですから、今回板倉町のシステムを利用させていただきます。実際に管理のほうも、年間の委託料について板倉町のほうが管理の費用が低額であるということでありましたので、そちらを採用させていただきました。</p> <p>ホームページは以上です。</p>
議 長	<p>市民の声管理システム。</p> <p>栗原課長、お願いします。</p>

<p>栗原課長</p>	<p>館林市市民協働課長の栗原でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>市民の声管理システムというものは、市民の方からの意見、要望等がございましたら、その受け付けから対応経過までの進捗状況を管理するとともに、情報をデータベース化するシステムでございます。市民相談係のほうで市民の方からの意見、要望等を受け付けまして、受け付けの入力をします。そして、担当課のほうに回答を要求したり、それから担当課のほうでは、その回答を入力したりというやりとり、それから進捗状況の管理がウェブ上で可能になりまして、事務の効率化と回答漏れ等の防止ができるというものでございます。</p> <p>また、庁内の職員全員がそれをウェブ上で見ることができますので、情報を共有することができまして、それを活用することで事務の改善や施策立案等につなげるというような機能がございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。最初からこういう説明ができればよろしいような。質問のためにとっておいたのかもしれませんが、疑問がございましたらぜひ質疑をしていただければと思います。</p> <p>事務局もできるだけ説明をよくしていただきたいと思います。</p> <p>ほかにもございますか。</p> <p>小林委員。</p>
<p>小林委員</p>	<p>板倉町の小林です。</p> <p>12ページの関係なのですが、ちょっとしつこくなって申しわけないのですけれども、広報紙の発行回数をふやすということは、住民に対して情報を伝達する、住民サービスをよくすることだと思うのですけれども、先ほど山崎区長会長さんのほうからお話がございましたように、広報紙の配布については、板倉町の場合は区長さんから総代さんに渡されて、総代さんが、多いところでは二十数軒お配りしているわけなのですけれども、これを月に2回となりますと、先日もちょっとお話が出たのですけれども、総代さんを受けるにしても、なかなか受けられない。軒並み順番で私のほう</p>

<p>議長</p>	<p>でもやっていただいているのですけれども、何名か飛んでいくというふうなことで、年数も何年もあかずにそういう総代が回ってきてしまうという、その状況も発生しています。</p> <p>発行回数をふやすということは大変結構なことだと思うのですが、何か配布方法について、あるいはそれにかわる何か住民にお知らせできるような手法とか何か事務局で考えがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>それから、理解を得ながらということなのですから、どんなふうにご考えていらっしゃるのか、その辺のことをちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。よろしく願い申し上げます。</p> <p>事務局あるいは専門部会のほうで何かお考えはございますか。</p>
<p>中村課長</p>	<p>ご指摘の配布方法につきましては、恐らく全国の自治体が苦慮しているところかなと思います。新聞の折り込みであったり、あとはシルバー人材センターへ毎戸に配ってもらったりですとか、郵送をしたりとか、あの手この手で各自治体が苦勞しているところです。特にこれから高齢化が進みますと、配布についての隣組などの維持なども非常に難しくなってくる状況も想定されますので、非常にこの配布方法というのは全国的に課題になっているものであります。</p> <p>実際に、例えば太田市は、新聞の折り込みに入れているのですが、今新聞の購読者がどんどん減ってきていますので、正直なところ、いい方法かどうかというのはちょっと何とも言えません。それから、シルバー人材センターに1件当たり幾らという形で委託をしている自治体もございまして、これについてもかなりの費用がかかっております。これも果たしていかなものかと思っております。</p> <p>今現在考えられる点につきましては、行政区の皆さんに協力をお願いしながらという方法で、これがベストとは思いませんけれども、ベターな方法ということをお願いをしていく方向で考えています。実際に2回にふえるということですので、行政区の区長さんたちに今後、合併の話がさらに</p>

<p>議 長</p>	<p>進みましたら、話し合いの場を設けながら、いろいろ皆さん方のご意見なども賜っていきたいなと思っています。この合併協議会の中では2回ということで、ご協力、ご理解を賜りたいなと思っております。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>栗原副会長から。</p> <p>私も副会長ですから、いかなものかという前に、お話も出ましたからですが、一応いわゆる先例というか、情報を細かく発信するということでは大切なことはご承知だと思いますが、それを実施されている、館林市の当事者に近い方から、考えてみてはいかがかということですので、なおかつ板倉町の立場にすれば、12回が22回にふえるということは、いろんな面での、手当も含めて心配も出てくることもありますので、合併云々という今、担当課長のお話もありましたが、合併の席で出ているのですから、これはやっぱりちょっと協議をさせていただくことのほうがいいだろうというふうに考えますが、いかが思いますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、板倉町の栗原副会長さんのほうからお話出ました件で、ほかの委員の皆さんのご意見、いかがでしょうか。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>1回のページ数を増量とか、いろいろな面で調整がつく可能性もあるかもしれないし、載せる情報量がですよ。これから先区長会の意見を聞かなくてはと言っているらしいです。また、板倉町にすれば、今でも、12回でもそういう状態ですのに、さらにあと10回ふやせという意味では、心配の声も出ているのですから、この場で結論を出すことよりも、別にこれはこの次でもよいのではないかというふうに慎重に対応すべきだと思います。合併協議の場所で話が出ているのですから、ここで議論をするべきだと。事務方がお願いをしたいとか理解賜りたいというのは議会ではないから、不適切な発言だと私は理解をしています。先ほどの答弁についてね。いかが考えますか。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局のほうから特にありますか。</p> <p>もう少し時間をかけますか。</p> <p>事務局。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、協議会委員の方々からこのようなご意見をいただいたということでございますので、また事務局ではこちらを持ち帰り、検討をいたしまして、再度協議会にお諮りしたいと考えております。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、そのようなことで、とりあえず質疑を打ち切りまして、採決においては行わないということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>再度事務局案を調整させていただくということでございます。</p> <p>続きまして、議案第35号 合併協定項目23—25 「文化・スポーツ振興事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、資料の17ページをお願いいたします。議案第35号 合併協定項目23—25 「文化・スポーツ振興事業」になります。表の中をごらんいただきたいと思います。文化・スポーツ振興事業の調整方針につきましては、2項目となります。1つ目が「文化財の保護と管理に関することについては、合併時に再編する。」、2つ目が「生涯スポーツ振興計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。」としております。</p> <p>詳細につきましてご説明をいたしますので、資料の18ページをお願いいたします。関係項目は、1の文化財の保護と管理に関することとなります。</p> <p>現況でございますが、文化財の指定件数につきましては、市が35件、町が58件をそれぞれ指定しておりますが、2の文化財の定期巡回、状況把握、3の文化財の維持管理、4の文化財の管理委託事業につきまして、市が直接管理しているのに対しまして、町では県文化財保護指導員による巡回や</p>

<p>議 長</p> <p>荒井委員</p>	<p>文化財の所有者等に管理を委託しております。5の文化財保存事業につきましては、表に記載のとおり、補助額が異なっております。次の19ページの6の地域ボランティアと連携した保護、活用につきましては、市のみ実施している事業となっております。</p> <p>前のページの表の右側になりますけれども、具体的な調整内容としましては、「文化財の保護と管理に関することについては、文化財の維持管理方法及び文化財保存事業等が異なるため、合併時に再編する。ただし、指定文化財については、現行のとおり新市において継承する。」としております。</p> <p>続きまして、20ページをお願いいたします。関係項目は、2の生涯スポーツ振興計画になります。</p> <p>現況でございますが、市のみ策定している計画でございます。目的としては、全ての市民が多種多様な選択ができるスポーツ環境の充実が必要とされることを踏まえまして、全ての人たちが生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すために基本理念を定めております。計画期間、基本理念等につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>表の右側になります、具体的な調整内容として、「生涯スポーツ振興計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。」としております。</p> <p>議案第35号の説明は以上となります。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>議案第35号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>荒井委員。</p> <p>板倉町の荒井です。</p> <p>19ページに文化財の補助額がありますけれども、例えば板倉町の場合</p>
------------------------	--

	<p>は、国指定、県指定、町指定とあります。そういった場合の補助対象経費の50%とあるわけですが、館林市も国指定、県指定、市指定があると思うのですが、例えば50万円未満は全て対象外という形でやっていると思うのですが、詳しく説明していただけないでしょうか。</p>
議 長	<p>専門部会のほうで何かありますか。答えられますか。</p>
戸叶課長	<p>館林市文化振興課の戸叶と申します。</p> <p>補助事業につきましてご質問いただきましたけれども、基本的にその内容につきましては、国、県、また他団体から文化財の保存事業あるいは文化財の保存施設事業、その他文化財の保存に関する事業として補助金を交付された事業となっておりますので、基本的には同じ考え方であるというふうになっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>荒井委員。</p>
荒井委員	<p>そうしますと、例えば2番目の50万円以上250万円未満とありますよね、40%上限75万円。例えば国指定と県指定の場合があったとしますよね、市指定ではなくて。その場合も、例えば国指定の場合の7割を差し引いて、数字で言えば、その40%という意味ですか。</p>
議 長	<p>専門部会、大丈夫ですか。</p>
戸叶課長	<p>失礼いたしました。補助の対象経費につきましては、補助事業に要する経費として規約があるのですが、実際には、大変申しわけないのですが、これは実例がありません。実際にこういった補助事業の対象経費と規約にありますので、その中で補助を受ける事業で、補助金を除いた数字から考えていくというふうになっていると考えています。そういうふうに……申しわけございません。私どもの要綱では、そういった記述がござい</p>

<p>議 長</p>	<p>ませんので、この表のとおりで、補助事業費の50万円以上250万円未満については40%で75万円を上限とするという規定になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>小森谷委員</p>	<p>小森谷委員。</p> <p>内容が違うのは当たり前なのですが、調整内容として、合併時に再編するとあります。合併時に再編するという文言の意味は、読ませていただきますけれども、決めていないということを言っているだけの話なのです。両市町の事務事業、制度の内容に違いがある、あるいはいずれかの市町に事務事業、制度がないため調整が必要な事項で、いずれの市町の例にもよらない新たな事務事業、制度を創設（再編）し、新市発足の日から新市において全体に適用していくと。これがあるわけですから、ここで違いをどうのこうの言われても困るでしょうし、補助率がどうの、現行はこうなっているということなのなのですが、その決め事として合併時に再編をするということは、こういうことでやりますよと決めてあるわけですね。だから、それを踏襲して今後決めていく形になるわけですね。板倉町、館林市の文化財を維持管理する中でどういうレベルのものがいいかということを決めるわけですので、そういうやりとりでないと、板倉町と館林市の違いをここで説明してといたって、なかなか難しい。違うのが当たり前なのだから。そのために合併時に再編をするという言葉でくくっているわけですね。そういう中で今後検討しますぐらいのことしか言えないのではないですか。違うのでしょうか。</p> <p>（「決まんないんだよ」の声）</p>
<p>小森谷委員</p>	<p>文言の約束事として、そういうことをやりとりすると決めてあるわけですから、その方針に従ってやればいいことではないですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>館林市のほうは違いを説明したということだと思うのですが、事務局として、この文言はそういう趣旨ということで理解していると思うの</p>

丸山事務局次長	<p>ですけれども、ちょっと説明していただけますか、簡単に。</p> <p>先ほど小森谷委員さんのほうからお話がありましたとおり、合併時に再編するということにつきましては、両市町で行っている事業が違うために、今後調整をして合併時までには新たなものをつくっていきましょうということですので、合併が正式に決まった後に、事務担当同士が具体的な調整方針に基づきまして事務のすり合わせを行いまして、その結果については再度協議会のほうにおつなぎするというふうな形で進めていく調整内容になっております。</p>
議 長	<p>荒井委員。</p>
荒井委員	<p>例えば、合併時に再編するということは、合併した段階で、一つのものにするということなのでしょう。改めて考えるということなのだけでも、例えばその事前の段階で、全ての事項が再編する、再編するとすれば、済んでしまうことではないですか。ただそうではなくて、あくまでどういうふうに再編するかという部分が問題なので、例えば事前の段階でそれぞれの違いが出てくるわけで、ではそれをどういうふうに再編するかという部分をやはりこういった協議会で協議しなければ、何のための協議会なのだという部分があるし、例えば一つの事項について、合併時にまとめますよとなったら、別に全ての事項について再編する、再編するということにすれば解決する話ではないですか。問題はその事前の、どういった協議をするのかだと私は思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
丸山事務局次長	<p>今の荒井委員のお話ですけれども、現時点では再編をするということで、方向性をこの協議会の中で決定をしていただきたいと思いますと考えております。その方向性に基づきまして、合併が正式に決まった後には、その方向性に基づいて、より具体的なすり合わせを行うと。その結果については、</p>

	<p>先ほども申しましたが、この協議会の中で、こういった形の再編をしますというような案をお示しをしまして、またそこで協議等をお願いしたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
荒井委員	<p>再編の案を示すということでしょうか。</p>
丸山事務局次長	<p>今の段階では、あくまでこの方向性ですか、この協議の一つの事項の方向性をとりあえず決めていただきたいと。</p>
荒井委員	<p>ただ、方向性を出すにしたって、例えば現時点でお互いの違いをはっきりさせて、そこがわからなければ方向性なんて出せないではないですか。だから、私が言いたいのは、まず事前に例えばこういう違いが出てくるわけで、その違いをいかにどういった形で一つにしていくかという方向性ですよね。それはあくまで事前の細かい説明がなければ検討のしようがないという、そんなふうに思いますけれども。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
丸山事務局次長	<p>今、荒井委員の発言の意味もわかります。違うところがわからなければ協議もできないということもわかるのですけれども、現状については、その現状は詳しく説明する必要性はあると思いますけれども、先ほども申したように、ある程度の、事務担当同士ではこれをとりあえず再編していく方向で考えていきたいと思いますという現時点の方針ですので、そちらのほうの審議をこの場でいただきたいというのが事務局の考えでございます。</p>
議 長	<p>向井委員。</p>
向井委員	<p>館林市の向井と申します。</p> <p>先ほどの意見ですけれども、要はここに書いてあるとおり、いろんな事</p>

	<p>業が異なるため再編するという事なので、私が説明してもしようがないのですけれども、とりあえず方向性だけ決めて、再編をしていくのだと。違うのだから。その具体的なことを決めるのは、新しく合併した後に、お互いの議会が立ち上がってくるわけですから、その中でしっかり細かいことをもんで決めればいいのかと私は思います。そこまでやる権限がこの法定協議会にあるかどうか、ちょっと疑問というか、ちょっと大変かなというふうには思います。ですので、異なる事業の再編に関しては、なった後でしっかりともう一回議論をして、それぞれの板倉町、新市の議員なり、当局との打ち合わせの中で一番いい方向が決まるように決めていけばいいことではないかと私は思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	井野口委員、ありますか。
井野口委員	<p>館林市の井野口でございます。</p> <p>今の向井委員との話にかぶるのですけれども、要は、きょうのこの席では、再編の承認をいただきたいというのが事務局の思惑かなと私はそういうふうに認識しております。その後、詳細についてはまた改めて提示をしていただいて、それでまた決めていただくというような段取りをしているのかなと思っておりますが、その辺のところ確認したいと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	事務局、お願いします。
丸山事務局次長	<p>ただいまの井野口委員のご質問ですけれども、先ほど来申し上げてますとおり、今回につきましては調整の方向性をこの協議会のほうで決定をしていただきまして、合併が正式に決まった後には、事務担当で再度具体的な協議を行いまして、その結果については再度ご報告をさせていただき、ご検討いただきたいというふうな考えでおります。</p>

議 長	<p>どうでしょう、ご理解いただけますか。今までも再編するという言葉は かなりあったかと思うのです。そういう趣旨だということでございますの で、ご理解いただければと思います。</p> <p>議案第35号につきまして、ご質問打ち切りさせていただいてよろしいで すか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>採決を行いたいと存じます。</p> <p>議案第35号 合併協定項目23—25 「文化・スポーツ振興事業について」 を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>よって、議案第35号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第36号 合併協定項目23—27 「生涯学習事業につい て」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
丸山事務局次長	<p>それでは、資料の23ページをお願いいたします。議案第36号 合併協定 項目23—27 「生涯学習事業」になります。表の中でございますが、調整 方針につきましては、4項目となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併時に統合す る。 2、成人式については、合併時に統合する。 3、公民館業務に関することについては、合併時に再編する。 4、青少年センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に 統合する。としております。 <p>それでは、関係項目ごとに説明をさせていただきたいと思います。資料 の24ページをお願いいたします。関係項目につきましては、1の社会教育 関係団体の支援及び連絡調整になります。</p>

現況でございますけれども、市町ともに、社会教育関係団体への助成や指導、助言等を通しまして、各団体が主体的な活動ができるように支援をしておりますが、団体の形態や組織が異なっているのが現況でございます。主な団体のみ記載をしております。

ここで、前回の協議会におきまして、井野口委員より、「生涯学習は、一生涯通じる事業であると認識しており、例示されているものの中に寿連合や老人クラブを追加記載していただきたい」とのご意見をいただいております。事務局におきまして検討いたしました結果、委員ご指摘の寿連合や老人クラブのほかにも、ここには記載をしておりますが、文化協会や体育協会など多くの団体が社会教育関係団体等に該当すると認識しております。したがって、記載してあります団体につきましては、主な団体として例示をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと考えております。

表の右側、具体的な調整内容としましては、「社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、団体の形態、組織や補助対象となる団体が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。具体的には、館林市の例によりまして、各団体を統合するものではございません。支援方法や連絡方法等について、館林市の例により統一する調整内容となっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。関係項目は、2の成人式になります。

現況でございますが、成人式は、次代を担う新成人の門出を祝う事業としまして、市と町でそれぞれ開催しております。市と町で異なる点につきましては、5の式典の準備、運営に記載してあります赤字部分の式典の運営方法が異なっております。

表の右側の具体的な調整内容になりますが、「成人式については、開催方法や運営等が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

続きまして、26ページをお願いいたします。関係項目は、3の公民館業務に関することとなります。

	<p>現況でございますが、公民館としまして、市で11館、町で4館、それぞれ設置をしております。</p> <p>市と町で異なる点につきましては、赤字で記載してあります2の公民館業務の主なものの一部、3の開館時間、4の休館日が異なっております。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容として、「公民館業務に関することについては、業務内容、開館時間、休館日等が異なるため、地域住民の利便性、必要性を考慮し、合併時に再編する。」としております。</p> <p>続きまして、資料27ページをお願いいたします。関係項目につきましては、4の青少年センターになります。</p> <p>現況になりますけれども、青少年センターは市のみ設置しております、青少年の非行を防止し、健全な育成を図ることを目的としております。1の青少年センターの業務、2の青少年センターの組織等につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>表の右側になります、具体的な調整内容としましては、「青少年センターについては、館林市のみ設置しているため、合併時は現行のとおりとし、館林市の例により合併後に統合する。」としております。</p> <p>議案第36号の説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第36号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>向井委員。</p>
議 長	
向井委員	<p>成人式のことなのですが、館林市の例により合併時に統合するというふうにあるのですが、会場は、それぞれ市文化会館大ホールと東洋大板倉キャンパスになっておりますが、平成29年の出席人数を見ると、約650と150として800ぐらい出席されております。800で今ご両親等とか保護者の方々が入られたり来賓等を入れると、座席数は約1,000ぐらいですか</p>

<p>議 長</p>	<p>ら、残りが200ぐらいしかありません。少子化のこともあるから減っていくということもあるのですが、キャパの問題からいっても、館林市の例により統合するとなると、会場は文化会館の大ホールで決定なのか、二十歳の集い実行委員は統合するにしても場所等に関しては流動的というか、そのとき、そのときに考えていくのだよというような流れで、もう少しやわらかく考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>専門部会の協議では、館林文化会館の定員が約1,000人ということですので、現状の館林市と板倉町の成人者を合わせても入るだろうと。ただし、保護者の方について入れる余地がどれだけあるかという問題はあるのですけれども、とりあえず成人の方だけをホールの中に入れるということは対応が可能だというような協議をしております。</p> <p>また、二十歳の集いの実行委員会の関係ですけれども、こちらにつきましてはやはりその年々のやり方もありますので、それはその年になった委員さんに検討していただくことになると考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>向井委員</p>
<p>向井委員</p>	<p>今の話だと、保護者は入れなくてもしょうがないかなという部分も感じ取れるのですが、そこは今後またご意見等も出て、検討の中で話していきたいと思いますので、この場では結構です。</p>
<p>議 長</p>	<p>館林市の例により統合するということで。 小森谷委員。</p>
<p>小森谷委員</p>	<p>板倉町の小森谷でございます。</p> <p>合併するしないは別なのですが、将来した場合の考え方でしようけれども、基本的に1市1町ですから、収容能力を1カ所というふうな</p>

	<p>考え方もあるのでしょうかけれども、ほかの自治体ですと、合併された後、各地域でそれぞれ成人式を実施しているところもあります。もう少し柔軟性を持った中で、合併したから全て一緒という考え方も当然あるのですが、そうではない部分もあっても私はいいのかなというふうに思いますので、加須市は全部別でやっておりますね。そういう意味で、1市1町ですから可能ですけれども、これが例えば将来的にもう少し大きな自治体になった場合には、1カ所でやるということもなかなか難しいというふうなこともあるでしょうし、やることが望ましいことはわかるのですが、そうでない部分も考慮してご検討いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>そうですね。今、向井委員さんと小森谷委員さんのお話は、キャパの問題にも少しあると思うのです。実際のところ保護者、来賓の方含めると、ちょっと微妙というか厳しいかなというふうにも思いますので、その辺は館林市の例により合併時に統合するということになってはいますが、会場についてはまた柔軟に検討する余地もあると思うのですが、どうですか、事務局、ちょっとご確認いたします。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>栗原副会長。</p> <p>キャパの問題もあるでしょうし、例えば合併して最初の年とか2年目とかぐらいの当初、もしかすると当事者、選ばれた成人者たちの中で実行委員会が形成されるわけですから、それぞれもう少し親密になるまでは、いわゆる選択肢はあると思うのです。そこまでこの場所で言及すると非常に話が細かくなってしまいますので、そういった弾力性は前提として持たせるという意味での調整でよろしいかなという、個人的には感じがしています。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員さんの中においても、柔軟性を持って対応するという含みを持たせたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>

<p>議長</p>	<p>ほかに質問ございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、質疑を打ち切らせていただきます。</p> <p>採決を行います。</p> <p>議案第36号 合併協定項目23—27 「生涯学習事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第37号 合併協定項目23—28 「男女共同参画事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、資料は29ページをお願いいたします。議案第37号 合併協定項目23—28 「男女共同参画事業について」になります。</p> <p>表の中でございますけれども、調整方針につきましては2項目となります。1つ目が男女共同参画基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2つ目としまして、男女共同参画事業については、合併時に統合するとしております。</p> <p>それでは、具体的な内容についてご説明しますので、資料は30ページをお願いいたします。関係項目につきましては、1の男女共同参画基本計画になります。こちらは市のみ策定している計画でございます。目的としましては、法令等に基づき男女共同参画の施策を総合的・計画的に推進する計画を定め、市民への啓発及び人材育成を図ることにより、男女がともに個性と能力を發揮し、生き生きと活躍する社会を目指すとしております。計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>表の右側にあります具体的な調整内容につきましては、「男女共同参画</p>

	<p>基本計画については、館林市のみ策定しているため、合併時は館林市の計画をそのまま新市に適用し、合併後、新市において速やかに策定する。」としております。</p> <p>続きまして、31ページをお願いいたします。関係項目につきましては、2の男女共同参画事業になります。</p> <p>現況でございますが、市では1の啓発講演会から5の職員への啓発活動など、各種の事業を実施しまして、男女共同参画の啓発や人材育成に取り組んでいます。</p> <p>表の右側になります具体的な調整内容につきましては、「男女共同参画事業については、館林市のみ事業を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>議案第37号の説明は以上となります。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行いたいと存じます。</p> <p>議案第37号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>荒井委員。</p>
荒井委員	<p>板倉町の荒井です。</p> <p>事務局に要望なのですけれども、これからもっとあると思うので、ちょっと聞きますけれども、男女共同参画基本計画、これについて上のほうでは合併時に再編する、下のほうでは参画事業については合併時に統合するとありますけれども、再編と統合、これをもう少しいろんな意味で慎重に使ってほしいと思うのです。例えば、これなんて極端なのですけれども、板倉町はやっていないわけで、それを策定していないし、事業もやっていない。したがって、もしこれでしたら、館林市の例による、館林市の例を適用するという形に明確にしていきたい。ですから、そういった意味で、今後、再編と統合、それから適用、その部分をもう少し慎重に徹底し</p>

<p>議 長</p>	<p>ていただきたいと思っております。要望です。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>そういうふうにした理由があるのだと思うのですが、事務局どうですか。</p> <p>こちらの男女共同参画基本計画につきましては、計画期間というのが29年から33年度までということになっておりますので、合併の時期というのがいつになるかはっきりわかりません。この改正にちょうど合うような合併の時期になるかもしれませんし、途中になるかもわかりませんので、そういった、いつ合併してもいいように、合併したときには、とりあえず館林市の計画が今生きているのであれば、それを使いますよと。その後に期間中であっても、なるべく早目に新市において計画をつくっていきましょうというふうな調整内容とさせていただいたところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。意図はあるのだと思います。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第37号 合併協定項目23—28 「男女共同参画事業について」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員。</p> <p>よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、協議事項のほうに移りたいと存じます。</p> <p>協議第6号(継続協議) 合併協定項目7 「地方税の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、事務局より説明いたします。</p> <p>資料は33ページになります。こちらは協議事項になりますので、事前説明をさせていただきます。</p> <p>協議第6号(継続協議) 合併協定項目7 「地方税の取扱いについて」を説明いたします。</p> <p>まず、表の中の調整方針になりますが、関係項目が9つございます。</p> <p>1、個人市町民税については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率及び非課税については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 納期及び減免については、合併時に統合する。</p> <p>2、法人市町民税については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度以内は不均一課税とし、その後、統合する。</p> <p>(2) 減免については、現行のとおりとする。</p> <p>3、固定資産税については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率、免税点及び減免については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 納期については、合併時に統合する。</p> <p>(3) 課税免除及び不均一課税については、合併時に廃止する。ただし、既に対象又は要件を満たしている場合は、従前の例による。</p> <p>4、軽自動車税については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 納期及び減免については、合併時に統合する。</p> <p>5、市町たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>6、鉱産税については、合併時に統合する。</p> <p>7、特別土地保有税については、現行のとおりとする。</p> <p>8、入湯税については、合併時に統合する。</p> <p>9、都市計画税については、合併時に統合する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度以内に限り不均一課税とし、その後、統合する。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明をいたしますので、次の35ページをお願いいたします。関係項目は、1の個人市町民税になります。</p> <p>現況でございますが、まず1の税率です。こちらにつきましては、市、</p>
----------------	--

町ともに（１）の均等割が3,500円、（２）の所得割が6%で同一でございます。

次に、２の納期ですが、こちらごらんのとおり普通徴収の第４期が異なっております。（２）、（３）の特別徴収、いわゆる天引きは同一でございます。

次のページの３の非課税ですが、こちら内容は（１）から（２）、（３）まで全て両市町とも同一となっております。

最後に、４の減免ですが、対象者は同一でございます。ですが、市では赤く括弧書きにありますように、規則で詳細について定めてございます。

それでは、調整の結果でございますが、35ページにお戻りください。表の右側の具体的な調整内容といたしまして、税率については、同一のため現行のとおりとする。

２の納期です。納期については、第４期が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。

次のページになります。非課税については、同一のため現行のとおりとする。

減免については、対象者は同一であるが、館林市では「特別事由があるもの」を具体的に列挙しているため、館林市の例により合併時に統合する。といたしました。

関係項目１についての説明は以上でございます。

続きまして、資料37ページ、関係項目２の法人市町民税についてを説明いたします。

現況でございます。まず、１の税率です。（１）の均等割ですが、市は制限税率、町は標準税率となっております、表のように異なっております。こちらの下側の（２）の法人税割は同一でございます。

次のページの２の減免でございますが、こちらも減免の対象は同一でございます。

調整の結果でございますが、37ページの具体的な調整内容でございます。税率については、均等割が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、板倉町内の法人に対しては、合併年度及びこれに続く３

年度以内は不均一課税、いわゆるこのまま現行のとおりとし、その後、館林市の例により統合する。としております。

こちらの調整内容を補足させていただきますと、合併した年度と3年度までの時点は、両市町とも現状のままの税率を適用いたします。4年度目からは、板倉町は館林市の税率に統合するというものでございます。ここで、この3年度というものにつきましては、板倉町の法人への周知期間という考え方でございます。

なお、この不均一課税という制度でございますが、こちらは合併特例法に基づいた地方税に関する特例というのがございますので、こちらを適用してございます。

次のページの減免の調整内容ですが、減免については、同一のため、現行のとおりとする。

関係項目2については以上でございます。

続きまして、資料の39ページ、3の固定資産税について説明いたします。

まず、税率ですが、こちらは同一でございます。

次の2の納期です。ごらんとおり第4期が異なっております。

3の免税点、それと4の減免の対象でございますが、こちらはごらんとおりでございます、同一でございます。

40ページになります。5の課税免除、不均一課税になります。こちらは板倉町だけの制度でございます、まず(1)の制度でございますが、板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例といたしまして、町の独自に定めた条例でございます。こちらは概要にもありますように、企業立地促進法に基づき町が独自に条例で定めた優遇措置でございます、企業に対しましては、法に基づく基本計画というのがありますが、こちらにおける集積地区へ基盤技術・アナログ技術関連産業と医療・健康・食品産業、そして環境・エネルギー関連産業の3分野の事業者が立地した場合などに固定資産税の課税の特例を行うというものでございます。特例の内容は、②にございますが、土地、建物の取得価格が2億円以上のとき、土地、建物の固定資産の課税を3年間免除するというものでございます。

こちら資料には記載してございませんが、町がこの企業に減免したこと
に対しましては、国から減収額の75%が普通交付税で補填されます。ただ
し、これには条件がございまして、財政力指数が0.67未満となっております。
現在板倉町の財政力指数は0.57、市は0.83という状況でございまして、
今町のほうでは適用ができるというものでございまして、これが合併後の
新市で想定してみますと、こちらが国からの普通交付税の補填の対象でな
くなるということが考えられます。

続きまして、41ページの(2)の制度を説明いたします。こちらは板倉
町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例とい
うものでございます。この制度は、概要にもありますように、地域再生法
に基づき、町が独自に条例で定めた優遇措置でございまして、概要にもあ
りますように、企業に対しまして法に基づく特定業務施設整備計画を県から
認定を受けるなどの諸条件を満たした事業者に対して固定資産税の特例
を行うものです。内容は、土地、建物、構築物、機械装置の固定資産税額
を3年間優遇するものでございまして、下のアにありますように、都区内
からの本社機能移転では、開始年度は課税免除、2年度目は4分の1課税、
3年度目は4分の2課税となります。また、下のイの本社機能拡充では、
開始年度は課税免除、2年度目は3分の1課税、3年度目は3分の2課税
という優遇措置でございまして。

こちら資料には記載してございませんが、こちらと同じように国から減
収額の75%が普通交付税で補填されます。こちら財政力指数の条件がご
ざいまして、まず、アの都区内からの本社機能の移転型、こちらに対しまし
ては財政力指数が0.90未満、イの拡充型では0.74未満が条件となってお
ります。合併後の新市でも、アの都区内からの本社機能の移転型のみは適用
できる見込みでございまして、拡充型の見込みはできません。ということで、
この本社機能移転という条件を考慮すると継続は若干困難であると考え
られます。

こちらの調整結果に戻らせていただきます。39ページに戻ってくださ
い。まず税率の調整内容ですが、税率は同一のため現行のとおりとする。

2の納期については、第4期が異なるため、館林市の例により合併時に

統合する。

3の免税点につきましては、同一のため現行のとおりとする。

4の減免については、同一のため現行のとおりとする。

続きまして、40ページの課税免除・不均一課税につきましては、合併時に廃止する。ただし、合併時まで課税免除・不均一課税を受けているまたは要件を満たしている事業者については、引き続き特例を適用するものとする。といたしました。

関係項目3についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の42ページをお願いいたします。4の軽自動車税でございます。

1の税率につきましては、ごらんのように同一でございます。

次に、43ページの2の納期ですが、納期の開始時期がごらんのように異なっております。

続きまして、3の減免ですが、こちらもごらんのように市のほうが減免対象が多くなってございます。

調整の結果でございますが、まず42ページの税率でございます。税率については、同一であるため、現行のとおりとする。

続きまして、43ページの2の納期ですが、納期については、板倉町の例により合併時に統合する。

続いて、3の減免です。減免については、対象が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。といたしました。

関係項目4についての説明は以上でございます。

続きまして、資料は44ページをお願いいたします。関係項目は、市町たばこ税でございます。こちら現況でございますが、ごらんのとおり両市町とも同一でございます。

具体的な調整内容は、「市町たばこ税については、同一であるため、現行のとおりとする。」といたしました。

関係項目5についての説明は以上でございます。

続きまして、45ページ、関係項目6の鉱産税になります。こちら現況でございますが、市では、市税条例に鉱産税に関する規定がございますが、

課税対象はございません。町では、町税条例に規定そのものがございません。

調整の結果でございますが、具体的な調整内容は、「鉱産税については、現在、課税対象はないが、館林市のみ税条例に規定があるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

関係項目 6 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料46ページの7、特別土地保有税になります。現況でございます。特別土地保有税につきましては、平成15年度の国の税制改正によりまして新規課税は停止されております。両市町ともに徴収猶予案件も該当はありません。

表の右側の調整内容ですが、「特別土地保有税については、現行のとおりとする。」といたしました。

関係項目 7 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料47ページ、8の入湯税でございます。こちら現況でございますが、市では、市税条例に入湯税に関する規定がありますが、課税対象はありません。町では、町税条例に規定そのものはありません。

調整の結果ですが、表の右側、具体的な調整内容は、「入湯税については、現在、課税対象はないが、館林市のみ税条例に規定があるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

関係項目 8 についての説明は以上でございます。

続きまして、資料48ページをお願いいたします。関係項目は9の都市計画税になります。

現況でございますが、都市計画税は、市街化区域内の土地及び家屋に係る税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられます。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じでございます。市では、市街化区域内の土地及び家屋の所有者に対して、固定資産税評価額の0.3%の税率で課税をしております。一方、町ではごらんとおり課税はしていません。

調整の結果でございますが、具体的な調整内容は、都市計画税については、館林市のみ課税しているため、館林市の例により合併時に統合する。

議 長	<p>ただし、板倉町の市街化区域内については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税、課税しないということです。とし、その後、館林市の例により統合する。といたしました。</p> <p>こちらの調整内容を補足させていただきますが、市では従来どおり都市計画税を課税します。町では、合併した年度と5年度までは、都市計画税は課税しないものとなります。そして、6年度目からは市と同様に市街化区域内に0.3%の税率で都市計画税を課税するというものでございます。</p> <p>この不均一課税という制度は、合併特例法に基づいた地方税に関する特例を利用したものでございます。</p> <p>関係項目9についての説明は以上でございます。</p> <p>以上で協議第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、質疑の前に10分ほどトイレ休憩をとりたいと思います。55分の再開ということでよろしくお願いいたします。</p> <p>(休 憩)</p>
議 長	<p>お集まりのようですので、再開をさせていただきたいと存じます。</p> <p>先ほど事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行いたいと存じます。</p> <p>協議第6号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>須藤委員。</p>
須藤委員	<p>板倉町の須藤と申します。</p> <p>法人町民税と都市計画税についてお伺いをいたします。</p> <p>均等割の法人資本金に対して、板倉町と館林市、会社の数はどのくらいあるのでしょうか、わかりましたらお知らせを願います。</p> <p>もう一つ、都市計画税につきまして、板倉町ではどの地域が対象となるのか、板倉町ではどれぐらいの税収になるのかと、あとは納税者の数、そ</p>

<p>議 長</p>	<p>の税額についてもお伺いをいたします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局または専門部会のほうでご答弁いただけますか。 事務局お願いします。</p> <p>それでは、事務局からお答えいたします。 まず、法人の数、今現在板倉町では法人数が337法人、館林市では2,363法人がごございます。</p> <p>続きまして、都市計画税に関するものですが、板倉町で課税になる地域でございしますが、こちらは板倉町の市街化区域全域が課税対象になります。こちらの面積は、市街化区域内になりますので、こちらではデータは把握して……少々お待ちください。板倉町の市街化区域の面積は395ヘクタールでございします。</p> <p>それと、納税者の予定です。こちらは平成29年度の調べでございしますが、こちら板倉町では合計で納税者が2,640人でございします。</p> <p>以上でございします。</p>
<p>議 長</p>	<p>須藤委員。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>言い忘れたのですが、この資本金に対しての会社の数ですか、それをちよっとお知らせ願えればと思います。</p>
<p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>事務局、お願いします。</p> <p>詳細につきまして申し上げます。</p> <p>こちらにつきましては、表のまず50億円超になりますが、従業員50人超と50人以下で11の法人がごございます。</p> <p>そして、10億円超50億円以下では、6の法人、合わせて6です。</p> <p>そして、1億円超10億円以下では、21の法人です。</p> <p>そして、1,000万円超1億円以下の法人数は、合わせて45でございします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、1,000万円以下につきましては、50人超、50人以下で2でございまして、その上記以外というものが252の数になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>館林市側は。</p> <p>それでは、続きまして館林市の法人数につきまして申し上げます。</p> <p>50億円超ですが、こちらが113です。</p> <p>10億円超、50億円以下が44です。</p> <p>1億円超、10億円以下が100です。</p> <p>1,000万円超 1億円以下が394です。</p> <p>1,000万円以下が1,712という内訳でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>須藤委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、荒井委員。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>板倉町の荒井です。</p> <p>48ページの都市計画税についてお聞きいたします。具体的な調整内容によりますと、合併時に統合するというので、ただし、板倉町の場合については、5年度以内は課税しないということですが、都市計画税は、基本的に都市計画事業などに要する費用ということで、これは受益者負担の性質になると思うのです。例えば、都市計画事業を実施することによって、利益を受ける方に負担を求めるとい、基本的に受益者負担の趣旨があると思います。性質ですね。そうしますと、先ほど板倉町の市街化区域395ヘクタールとありましたけれども、私の認識では、市街化区域はニュ</p>

<p>議 長</p>	<p>一タウン、それから旧354国道沿線、そこだと思っておりますけれども、ただ現時点で板倉町におきましては、都市計画事業、これは該当するものはないと認識しております。</p> <p>まず、確認なのですけれども、板倉町の都市計画事業、これは現在やっていないと思っておりますけれども、今後の予定があるのかないか、ないと私は認識しているのですが、その辺まず確認の意味でお願いします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>事務局または専門部会のほうで答弁いただけますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>今の荒井委員のご質問ですけれども、板倉町で現在行っている都市計画事業ということですが、今現在行っている事業はございません。それと、今後、近々実施するような計画も今のところはございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>荒井委員。</p> <p>そうしますと、あくまで受益者負担ということの性質があるわけですね。板倉町の、あくまで一部の方なのですけれども、納税義務者が2,640人ですか、先ほどの説明によりますと。そういった方に一応5年度以内は課税しないわけですが、それ以降、当然するわけですね。したがって、6年目からとるわけですが、そうしますとそうした人たちに全く利益がないわけですから、不平ではないですが、要するに納得できない部分があるのではないかと懸念されるのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。</p>
<p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>事務局。</p> <p>それでは、事務局からお答えします。</p> <p>先ほども申し上げました答えにありますように、板倉町では現在都市計画事業がなく、近々予定しているものもないということですが、</p>

<p>議長</p>	<p>先般、都市計画に関する合併協議項目ございまして、都市計画マスタープランというものがございました。こちらの中では、新市において速やかに策定するという旨の調整方針でございますので、このマスタープランを合併と同時に見直しましては新規作成のような形をとってまいりたいと思います。また、現在の板倉町のマスタープラン、こちらから可能な限り事業化できそうな部分を探して事業化に持ち込むような計画づくりをしていくというのがまず1つ大事であるというふうに考えております。ですので、その間の期間を課税はしないという不均一課税を今回は行ったものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>荒井委員。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>そうしますと、今の説明によりますと、今後の新市基本計画も策定するのでしょうか、その中に板倉町の今後の都市計画事業ですか、そういった部分を少なくとも板倉町の意向を取り入れて、その中に組み入れていくということになるのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>質問にお答えします。</p> <p>現在の板倉町のマスタープランを見直してみますと、今現在事業化に一番近いと思われる記述がございました。それは既成市街地を再構築するという面で、既存の商店街、それと雷電神社周辺の面整備という構想がまず1つございました。また、都市計画道路板倉館林線、いわゆる県道板倉榎谷館林線ですが、こちらの沿道利用に対応した歩道拡幅や自転車の整備、植栽の整備などの構想というものが記載がございましたので、そういったものを重点的に検討しながら事業化に持ち込めるよう事業分野で検討をするというのが一つの方法であると考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>荒井委員。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>そうしますと、要するに今後のことですけれども、今おっしゃったことを、ただし書きがありますね。こういったところに附帯事項としてやっぱり入れていく必要があるのかなという感じがするのですけれども、例えば新市基本計画の中でどんな形で入れるかわかりませんが、やはり住民の納得を得るには、具体的な細かい内容を入れていかないと、やはり公平性の面という部分であると思うので、その辺の、ちょっとただし書きでもいろいろ文言として入れたほうがいいのではないかという感じしますけれども、どうでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局からお答えします。</p> <p>先ほど都市計画分野での合併協定項目で都市計画マスタープランにつきましてとはということでお話をさせていただいたかと思えます。合併協議の中で都市計画マスタープランの調整方針の内容ですが、合併時はそれぞれ市町の都市計画マスタープランがあるということで、それぞれの計画を運用するわけですが、合併後の新市において事業計画を検討し、速やかに新たな計画を策定するという趣旨の事業部門での計画をうたっております。こちらにつきましては、いわゆる課税部門という考え方で書かせていただいておりますので、事業部門の部分で記載があったものですから、あえて課税部門では記載していないという考え方でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>荒井委員。</p>
<p>荒井委員</p>	<p>それから、参考で平成28年度の決算の状況の中で、館林市は税額が7億ちょっとですか、板倉町の場合ですけれども、仮に課税した場合に、納税</p>

<p>議 長</p>	<p>義務者が2,640人、ただ税額はちょっとおっしゃっていませんでしたのでけれども、税額はどのくらいになるのでしょうか。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局。</p> <p>税額につきまして、こちらも29年度のデータでとっておりますので、こちらにつきましては2,640人の納税義務者で、税額は8,453万円という積算をしております。ただし、これは29年の現在ですから、その後工場等が立地になってくるとまた若干数字が変わってくるというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>荒井委員</p>	<p>荒井委員。</p> <p>もう一点ですけれども、館林市の7億円ちょっとの税額ですけれども、これは要望ですけれども、できれば、参考のために、28年度の決算、それから29年度の予算があるのですけれども、その中の都市計画税の充当状況、それがわかればお示し願いたいと思っています。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局。</p> <p>それから、現在都市計画事業が実施しているのはどのくらいあって、あと実施していないもの、未実施ですね、そういったものがどのくらいあるのか、その辺、参考資料としてお示しただければ幸いですと思うのですけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p> <p>木村事務局係長</p>	<p>事務局。</p> <p>それでは、先ほどの都市計画事業の充当先につきましては、次回の協議会のお示しを、お配りをしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのようによろしくお願いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>ほかにございますか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、協議第6号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことをご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「地方税の取扱い」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、協議第8号(継続協議) 合併協定項目11 「特別職の身分の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>それでは、資料の49ページをお願いいたします。申しわけございません。説明の前に資料の訂正がございます。資料の訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>まず、49ページになりますが、その表の中の調整方針の1番、そちらの3行目です。1番の3行目、「農業委員会委員」という記載がございます。正しくは「農業委員会」となります。「委員」の部分の削除をお願いいたします。</p> <p>続きまして、50ページの上段の調整方針でございます。こちらも1番になりますが、2行目の中ほどに同じように「農業委員会委員」という記載になっておりますが、「委員」の部分の削除をお願いいたします。大変申しわけございませんが、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、説明に戻らせていただきます。協議第8号(継続協議) 合併協定項目11 「特別職の身分の取扱いについて」を説明いたします。</p> <p>表の中の調整方針になります。1、板倉町の常勤特別職(教育長を含む。)、行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会については、別に協</p>

議するものとする。

2、板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。としています。

50ページをお開きください。こちら現況がございます。まず、常勤の特別職、その下に議会議員、その下に行政委員会及び行政委員、こちらにつきましては第2回目の協議会で簡単に説明をしておりますが、その追加としまして、その他の特別職を加えてございますので、あわせて説明をいたします。

まず、50ページの常勤の特別職でございますが、こちらは市町ともにごらんとおりの内容になっております。

こちらの具体的な調整内容ですが、「板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）は、合併の日の前日をもって失職する。」としています。

次に、議会議員は、ごらんとおり市町の現況が記載してございます。

具体的な調整内容ですが、「議会議員については、合併協定項目6 「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果によるものとする。」としておりまして、こちらにつきましては今後の協議項目となってまいります。

続きまして、行政委員会及び行政委員、51ページになりますが、こちらにつきましては、順に教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、次のページになりまして、農業委員会となっております。

こちら身分の取り扱いでございますが、具体的な調整内容は、51ページに戻りまして、「板倉町の行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職する。なお、館林市の行政委員会及び行政委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。また、合併後の委員会改選時においては、新市全域から選出する。ただし、農業委員会については、合併協定項目10 「農業委員会の取扱い」の協議結果によるものとする。」としておりまして、農業委員会の取り扱いにつきましては、今後の協議項

	<p>目となってまいります。</p> <p>続きまして、52ページの附属機関等（審議会・委員会等）になりますが、こちらボリュームがありましたので、一覧のように列記をさせていただきます。同一または類似する機関ごとに区分をさせていただきます。</p> <p>こちらの調整内容でございますが、「板倉町の附属機関等の委員については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。なお、館林市の附属機関等の委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。」としております。</p> <p>最後になりますが、53ページの下部分になります。その他の特別職、こちらが54ページまで続いております。同じように同一または類似する職ごとに列記をしております。</p> <p>具体的な調整内容は、53ページの下段からになりまして、「板倉町のその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。なお、館林市のその他の特別職の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。」としています。</p> <p>特別職の身分の取扱いについての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第8号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、質疑は打ち切りたいと存じます。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、協議第8号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「特別職の身分の取扱い」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第31号(再協議) 合併協定項目23—5 「納税関係事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
	<p>資料の55ページをお願いいたします。協議第31号(再協議) 合併協定項目23—5 「納税関係事業について」を説明いたします。</p> <p>こちらの項目につきましては、前回の協議会で協議事項として一旦説明をしたものでございますが、その中の4の標識弁償金について誤りがございましたので、おわびさせていただきますとともに、修正後の内容を再度説明させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、55ページ、こちらの表の中の調整方針に変更はございませんでした。</p> <p>具体的な内容になりまして、資料59ページ、こちらを再度説明いたします。4の標識弁償金でございます。こちらには修正後の内容が記載されております。前回協議会では、市では標識弁償金の規定がないものとして提案をしておりましたが、再度確認を行いましたところ、市におきましても標識弁償金が市税条例に規定されておりました。現況確認及び両市町で再度協議を行ったものでございます。</p> <p>現況につきましては、こちら標識弁償金につきましては、板倉町と同様な内容で規定されておりまして、原動機付自転車及び小型特殊自動車のナンバープレートの返納に際しまして、毀損、紛失をした場合に弁償金を1件当たり100円徴収しているというのが市税条例で規定がございました。</p>

	<p>以上の、こちら現況につきまして調整を行いました結果が表の右側になります。具体的な調整内容といたしまして、「標識弁償金については、板倉町の例により合併時に統合する。」といたしました。</p> <p>こちらにつきまして、今回はこの4の標識弁償金のみ協議をお願いするものでございまして、このほかの1から3の関係項目につきましては、この標識弁償金とあわせまして、次回以降の審議事項として提案させていただきます。本日は4の標識弁償金についてご協議をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第31号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願ひをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、質疑を打ち切ります。</p> <p>協議第31号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただきますことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「納税関係事業」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、協議第35号 合併協定項目5 「財産及び債務の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>資料の61ページをお願ひいたします。協議第35号 合併協定項目5 「財産及び債務の取扱いについて」を説明いたします。</p>

表の中の調整方針ですが、こちらは板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。としております。

それでは、62ページをお願いいたします。こちら現況が記載してございます。若干量がありますので、詳細につきましては説明は割愛をさせていただきます。

こちら両市町ともに平成28年度末現在のデータを記載してございます。

まず、1の公有財産、こちらには(1)の行政財産がございまして、この行政財産では、この表の中にまた公用財産と公共用財産という区分がされております。簡単に説明いたしますと、この公用財産は、行政が直接使うものでございまして、一方の公共用財産とは、住民の方々が利用する施設という定義がございまして。

また、(2)の普通財産、こちらは普通財産ですので、財産の売買ができるようなものでございまして、こちらの現況はごらんとおりでございまして、先ほどの行政財産と普通財産を合わせた合計が62ページの公有財産計ということで市町ともに記載がされております。

次のページの(3)、無体財産権というものがございまして、こちら館林市で商標権がございまして、1件あります。この商標権、何かと申し上げますと、館林市の「宇宙つつじ」が商標権として登録されております。

続きまして、(4)、有価証券は、ごらんとおり株券が両市町ともにございまして、有価証券の内訳は、市では群馬テレビ、FMぐんま、あとはケーブルテレビ、町はケーブルテレビのみとなっております。

そして、(5)の出資による権利でございまして、こちら両市町とも同じような出資金ごとに整理をしております、64ページまでに記載がございまして、合計額がそれぞれ記載されております。

続きまして、64ページ、2の物品です。こちらは公用車等を記載しております。参考までに、館林市では108台となっておりますが、そのほかにリース車両、財産ではなくリースの車両を別途29台保有しております。リースですので、こちらの財産には計上されません。

続きまして、3の債権でございまして、債権は市ではごらんとおりでございまして、町では債権はないということになってございます。

	<p>次に、65ページの基金の状況です。こちら基金も市町ともに同様な基金がございまして、その合計の金額がそれぞれ記載されてございます。</p> <p>続きまして、66ページ、5の債務の状況ですが、こちら（1）の地方債の状況が会計別に記載をされております。（2）では、債務負担行為による平成29年度以降の支出予定額が、こちらも会計別に記載がされております。</p> <p>ページ戻りまして62ページに具体的な調整内容がございまして。「板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。」といたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>協議第35号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>青木委員。</p>
青木委員	<p>板倉町の青木と申します。</p> <p>債務の地方債の中身についてお伺いしたいのですけれども、一般会計の地方債の中の普通債と臨時財政対策債の内訳というのは、それぞれ板倉町、館林市、どのようになっているのでしょうか。</p>
議 長	<p>専門部会のほうでお答えいただけますか。</p>
笠原課長	<p>館林市の財政課の笠原と申します。お世話になります。</p> <p>ご質問いただきました市債のうち一般会計の中での普通債と臨時財政対策債の内訳でございますが、そこに表記しております一般会計の年度末現在高約253億4,900万円となっておりますが、概数で申し上げます。まず、臨時財政対策債ですけれども、13億4,480万円ほどでございます。それ以外の部分が普通債ということでなっております。</p>

<p>笠原課長</p>	<p>以上でございます。 (「もう一回」の声)</p> <p>臨時財政対策債でございますが、失礼しました。130億4,480万円が臨時財政対策債でございます、残りの123億円というのが普通債となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>板倉町。</p>
<p>小嶋課長</p>	<p>続きまして、板倉町の地方債の関係でございます。企画財政課長の小嶋と申します。</p> <p>全体で38億8,800万でございますが、そのうちの77.4%、概算で30億1,000万円が臨時財政対策債の占める割合と金額でございます。もう一度申し上げます。77.4%、30億1,000万円が臨時財政対策債の部分、残りが他の地方債の部分になります。よろしく申し上げます。</p> <p>(「金額は」の声)</p>
<p>小嶋課長</p>	<p>失礼しました。臨時財政対策債が30億1,000万円でありますので、残りの8億7,800万円が公共事業等債であります。</p> <p>(「はい、結構です」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにいかがですか。</p> <p>増田委員。</p>
<p>増田委員</p>	<p>板倉町の増田と申しますが、債権と基金の関係でお聞きしたいのですが、64ページの館林市の債権のところには奨学資金貸付金6億770万ほどあります。それから、4の基金のところ、65ページになりますが、板倉町の奨学基金というところで貸付金1億629万5,000円とありますが、館林市</p>

<p>議 長</p>	<p>では、この奨学資金の貸付金という内容についてどのように定義されているのか、教えていただけますか。</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>事務局。</p> <p>館林市が、3番の債権で奨学資金貸付金、板倉町が基金のほうで貸付金とありまして、基金の運用の仕方が市と町で異なっております。館林市のほうは、4番の基金にも奨学基金というものがございます。この基金から一般会計に繰り出した中で運用しているというのが館林市のやり方です。一方の板倉町のほうでは、基金の中で貸し付けを行うという運用の仕方でございますので、基金の中に貸付金という項目が入っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問がないようですので、それでは質疑を打ち切りたいと存じます。</p> <p>協議第35号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「財産及び債務の取扱い」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第36号 合併協定項目12 「条例、規則等の取扱いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>丸山事務局次長</p>	<p>それでは、資料の67ページをお願いしたいと思います。協議第36号 合</p>

	<p>併協定項目12 「条例、規則等の取扱い」になります。</p> <p>表の中の調整方針がございますけれども、条例、規則等の取扱いについては、合併時に統合する。としております。</p> <p>それでは、詳細をご説明いたしますので、68ページをお願いいたします。</p> <p>館林市の例規集の登載件数につきましては、合計で1,031件となっております。板倉町の登載件数は合計628件となっております。その内訳につきましては、表に記載のとおりですので、後ほどご確認をいただければと思います。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容になりますけれども、合併の方式が編入合併ということで確認されておりますので、「条例、規則等の取扱いについては、館林市の例により合併時に統合する。ただし、各種事務事業の調整方針により、関係する条例及び規則等については、その調整結果を踏まえて改正等を行うものとする。」としております。</p> <p>こちら協議第36号の説明は以上となりますけれども、次回以降の審議事項としてお願いしたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第36号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>野村委員。</p> <p>館林市の野村です。確認ですけれども、条例等につきましては、新市ができた場合、改めてその新市の議会で議決を求めるということかお聞きしたいと思います。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p> <p>改正が必要なものにつきましては、新市の議会で条例を審議していただ</p>
--	--

議 長	<p>くことになると思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは質疑を打ち切ります。</p> <p>協議第36号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>「条例、規則等の取扱い」につきましては、そのように取り扱わせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> <p>初めに、寄せられたお問い合わせと事務局からの回答につきまして事務局より説明をお願いいたします。</p>
林事務局次長	<p>事務局次長の林でございます。</p> <p>それでは、資料の69ページをお願いいたします。寄せられたお問い合わせと事務局からの回答についてご報告申し上げます。</p> <p>お問い合わせ番号27としまして、昨年12月7日に、館林市民より、メールでのご意見をいただきました。内容は、昨年11月24日に開催しました合併協議会において、新市の名称、事務所の位置、広報紙の発行回数に関する協議が行われましたが、何を判断基準とするのかの意見が少なく、その基準について意見を述べたいというものでございます。</p> <p>事務局としましては、新市の名称、事務所の位置につきましては、さまざまな観点から総合的に検討した上で、委員の皆様にご判断いただいていること、広報紙の発行回数につきましては、情報量の観点から、両市町が「月2回」の発行が現時点で望ましいと判断していることを回答させてい</p>

<p>議長</p>	<p>いただきました。</p> <p>以上の内容を、昨年12月13日にホームページに公開しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>このことに関しまして何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようでございますので、引き続き合併協議会ホームページの内容確認につきましてよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、その他の最後となりますが、本日の会議全体を通しまして、何かございましたらお願いいたします。</p> <p>(「議長、よろしいですか。事務局から」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局</p>
<p>木村事務局係長</p>	<p>先ほどの私が説明いたしました「財産及び債務の取扱い」の事項で、私の説明が誤っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思えます。</p> <p>先ほどのご質問に対しまして、館林市の3番の債権の奨学資金貸付金、それと4番の基金、奨学基金の関係でございます。こちら私は4番の基金、奨学基金から奨学資金のほうに一般会計から繰り出しをしているという発言をいたしました。正しくは、こちらは基金からの繰り出しは一切してございません。一般会計の中で奨学資金を運用してございます。4番の基金の奨学基金に関しましては、新たに創設された基金でございまして、独自のものでございました。おわびさせていただきますとともに、訂正をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>その他の中で何かございますか。</p>

<p>笠原課長</p>	<p>館林市財政課長。</p> <p>館林市財政課の笠原でございます。</p> <p>先ほど臨時財政対策債とそれ以外の普通債ということでお話ししましたけれども、253億円ほど市債の残高がございますが、そのうちの約130億円が臨時財政対策債で、残りの123億円が普通債等ということで、普通債のほかにも、例えば減税補てん債ですとか、そういった、それ以外ものも含んでおりますので、先ほど申し上げました区分は臨時財政対策債とそれ以外の負債ということでご理解いただければと思います。説明が不足しておりました。大変申しわけございません。よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにごございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようでございますので、以上で本日の議事を全て終了いたしました。</p> <p>委員皆様のご協力に心から感謝申し上げます。</p> <p>これにて議長役目を解かせていただきます。</p> <p>事務局、よろしく願いいたします。</p>
<p>田沼事務局長</p>	<p>それでは、次第に基づき、栗原副会長より閉会の挨拶をお願いいたします。</p>
<p>栗原副会長</p>	<p>お疲れさまでございました。約3時間であったわけですが、慎重なご審議をいただいて、とりあえずは館林市という新市の名称あるいは位置を含めて、審議については1つを除いて議案をご審議させていただいたというふうな状況だと思っております。</p> <p>また、今のところ、須藤会長のほうから、今までの審議が決して軽いものであるとは言わないけれども、これからは両市町にとって重要な、真剣</p>

田沼事務局長	<p>な協議になる案件が多くなっていくという、ややそれに近いお話もいただいたかと思えます。そういう意味では、それらが協議事項として、次回に、あるいは次々回も含めてというような形になる場合があるかと思えますけれども、これからお互いの立場を尊重しながら、真剣に、慎重にご協議をいただくようなことになってくるのだらうと思っております。</p> <p>そのほか、いろんな諸問題もありますが、遠慮なくやっぱりご質問をいただいて、この場でできるだけ解決できるようにしていただき、解決策の答弁の重要なところまで、荒井委員などからもありましたが、それらも含めて事務局はさらに慎重な対応をお願いしたいというふうに思えますし、そういう意味では、これからまた次回までの間は、それぞれ得意分野はあろうかと思えますが、皆さん個人、個人は。全てに精通をしていただかないと、これからは話が進みづらくなる場合もあろうかと思っております。</p> <p>したがって、提起をされた協議事項については、市民の代表、町民の代表でありますので、それぞれがそれぞれの幸せを考え、真剣にご議論いただけるための勉強と言っては失礼ですけれども、私自身も次回に向けてまた勉強してまいりたいと思っておりますので、同じくそういった形を期待を申し上げまして、本日の終わりのご挨拶といたします。</p> <p>大変きょうは、毎回やっぱりちょっと寒いのですが、暖房はきいていますけれども、そういった面はお許しいただきたいと思えます。ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、本日は長時間にわたりご協力を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回、第11回の協議会につきましては、2月19日、月曜日、午後2時より、館林市文化会館小ホールでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第10回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>お帰り際には、お忘れ物のないよう、また交通事故にお気をつけくだ</p>
--------	--

	さい。
--	-----

	本日は大変ありがとうございました。
--	-------------------